

# 避難所マップ 熱田区

このマップには、避難所、避難場所、土砂災害危険箇所などの情報を掲載しています。大雨、地震など災害の状況に対し避難を行ってください。このマップには、洪水の場合浸水の恐れがある避難所も掲載してあります。洪水による避難する場合は、浸水の恐れがないところへ避難してください。避難所は、お住まいの市、区、学区等からかわらず、どこでも避難所として利用できます。なお、避難する際には、車の利用は避けてください。

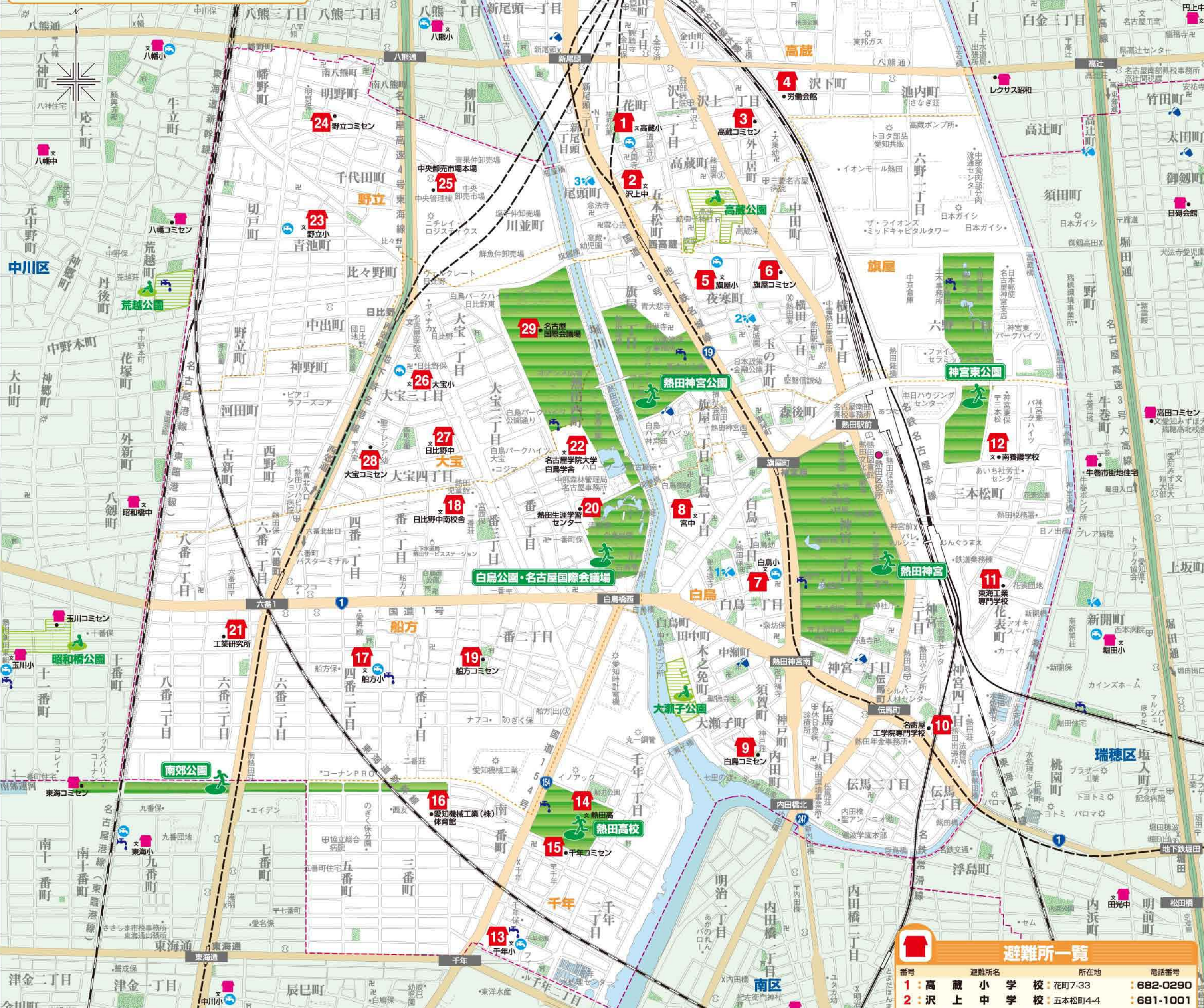
わが家の避難所 (ご記入ください)

## 避難所の開設

地震、風水害などにより、住宅が壊れたり、失われるなどして生活ができなくなったとき、あるいは、被害を受けるおそれがある場合に、一時的に避難するために開設されます。この避難所マップを使って、もっとも避難しやすい避難所の「場所や道順」を確認しておきましょう。避難勧告等によらず、自主的に避難しようとする場合には、事前に区役所へ連絡し、避難先等の確認を受けてください。

名古屋市長官舎本部・熱田区本部 (熱田区役所)  
TEL 681-1431 (代表) 683-9411~4 (ダイヤルイン)  
FAX 682-1496

**官公署**  
熱田区役所: TEL 681-1431 (代表) TEL 683-9411~4 (ダイヤルイン)  
火災・救急・救助は TEL 119  
その他消防に関する連絡先  
熱田消防署 TEL 671-0119  
熱田土木事務所: TEL 881-7017  
上下水道局中川営業所 (熱田区・中区): TEL 352-2511  
上下水道局西部管路センター: TEL 652-2321



## 避難所一覧

番号	避難所名	所在地	電話番号
1	高蔵小学校	花町7-33	682-0290
2	沢上中学校	五本松町4-4	681-1001
3	高蔵コミュニティセンター	沢上町7-8	671-2831
4	労働会館	沢上町9-3	883-6974
5	旗屋小学校	夜寒町5-1	681-1026
6	旗屋コミュニティセンター	横田一丁目1-13	681-2710
7	白鳥小学校	白鳥二丁目13-12	681-7501
8	宮中学校	白鳥一丁目3-46	681-7531
9	白鳥コミュニティセンター	神戸町802	683-5999
10	名古屋工学院専門学校	神宮四丁目7-21	681-1311
11	東海工業専門学校	花表町19-14	871-8621
12	南養護学校	三本松町23-26	871-7390
13	千年小学校	千年二丁目38-26	651-9177
14	熱田高等学校	千年一丁目17-71	652-5858
15	千年コミュニティセンター	千年一丁目18-2	654-8063
16	愛知機械工業(株)体育館	三番町2-14	652-1200
17	船方小学校	四番二丁目10-43	652-2288
18	日比野中学校南校舎	一番二丁目2-60	671-0111
19	船方コミュニティセンター	一番二丁目32-12	653-7949
20	熱田生涯学習センター	熱田西町2-13	671-7231
21	工業研究所	六番三丁目4-41	661-3161
22	名古屋学院大学白鳥学舎	熱田西町1-25	678-4080
23	野立小学校	青池町2-21	681-1056
24	野立コミュニティセンター	明野町13-19	671-3272
25	中央卸売市場本場	川並町2-22	671-1181
26	大宝小学校	大宝三丁目8-43	682-6138
27	日比野中学校	大宝四丁目2-45	681-0341
28	大宝コミュニティセンター	大宝四丁目7-22	683-6999
29	名古屋国際会議場	熱田西町1-1	683-7711

## 災害応急用井戸(事業所)一覧

番号	事業所名	所在地
1	魚鉸食品(株)	熱田区白鳥二丁目3-17
2	(株)賀城園	熱田区夜寒町16-22
3	(株)ヤマブンビル	熱田区尾頭町2-14

## 凡例

- 広域避難場所**: 大地震時に大災害が発生した場合、避難する場所です。大火災から避難者を守るための空間を有している公園等を指定しています。
  - 一時避難場所**: 広域避難場所へ避難する際、一時的に避難して火災の様子をうかがう場所です。火災から避難者を守るための空間を有している公園等を指定しています。
  - 応急給水施設**: 大地震発生時に、広域避難場所などにおいて飲料水を提供するとともに給水車の補給基地となる施設です。
  - 地下式給水栓**: 地震時に避難者自身が操作し、飲料水を確保するための非常用の蛇口を備えた設備です。
  - 災害応急用協力井戸(一般)**: 大地震発生時の生活用水(飲料水ではありません。)の確保を目的とし、市民、事業者、工場などが持つ井戸のうち、災害時に地域住民に提供しただけの井戸です。
  - 災害応急用井戸(事業所)**: 同上。
  - 避難所**: 災害から身を守るために避難する場所です。万一、洪水により浸水した場合にも、安全な空間(備)は確保されます。
  - 土砂災害危険箇所**: 傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上の急傾斜地で、かけ崩れが起きたときに人家に被害が想定される箇所です。
- 県庁 〇 市役所 ● 区役所 ○ 支所  
 △ 上下水道局営業所 ▲ 上下水道局配水事務所 × 警察署・交番 ⊕ 消防署  
 文 学校 印 郵便局 ● その他施設  
 コミセン コミュニティセンター 市界 区界 学区界 (学区界は市界より優先)